

2023 年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2 年 短 縮 型】

# 法律科目試験問題：刑法・刑事訴訟法

(配点：120 点)

### 注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で 3 ページである。  
解答用紙は、全部で 8 ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。  
解答用紙は、8 ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1 ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、  
2 ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第 1 問は 1 ページから、第 2 問は 5 ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆 (HB か B)、シャープペンシル (B)、黒ボールペン又は  
万年筆 (黒インク) を使用すること。

(刑法・刑事訴訟法)

第1問 (刑法)

Xは、水道に関する工事の資格を得て給排水管の補修や点検等の業務に従事していた。Xは、自己の担当区の住宅街に居住するAに一目惚れをして、近くなるきっかけをつかもうとしていたところ、当該地区において、住宅各戸の水道の元栓を閉めて水道管の点検工事を行うこととなった。そこで、Xは、A宅を含む当該地区の工事を行ったが、工事が終了し、各戸の水道の元栓を開き、水道の使用再開が可能になった旨告げてまわった後も、Xは、A宅についてのみ建物の外側に設置されている水道の元栓を開かなかった。そのうえでXは、A宅の玄関のチャイムを鳴らし、Aが応対に出てくると、「工事は終わりましたが不具合はありませんか」と尋ねた。Aが、作業服姿のXに対し、「うちの水道まだ出えへん。掃除してるのに困るわ」と言うので、Xは、「確認のため上がらせてもらいます」と述べ、Aの承諾を得て水回りを点検するふりをして、A宅の各室を見てまわり、いかにも不具合の対応に必要であるかのように写真を撮影した。

ひととおり屋内を見まわった後、Xは、「本社に確認してご連絡します」と辞去の挨拶をしながら、玄関脇に雑然と積まれている古い書類の束の中に、金券ショップで換金すれば高値で売れそうな未使用のプリペイドカード類が挟まれたAのアルバムがまぎれこんでいるのを素早く見てとり、そのアルバムを得るついでにカード類も入手しようと考え、素知らぬ顔で書類の束を指し、「お掃除でお困りなら不要品を持っていきましょうか」とAに声をかけた。Aは、「どうせ捨てようと思っててん。あげるから持ってって」と言いながら、それをXに手渡した。

Xは、玄関を出るとすぐにA宅の水道の元栓を開けた後、A宅玄関前の道路を数メートル進んだ先にある角を曲がった地点でいったん立ち止まり、書類の束の中身をあらため、アルバム中にAの写真が多数貼ってあるのを確認して手持ちの結束バンドで縛って持ち運びやすいようにした。そこへ、Xに渡した書類の中に換金可能なカード類が含まれていることに気づいたAが「ちょっと待って」と叫びながらXを追いかけ、角を曲がって迫ってきた。

Xは、とっさのことに驚き、Aの追跡から逃れようと、Xの腕をつかんだAの手をねじあげながら押し返し、追いつがるAをふりはらってその場を逃げ去った。Aは、XがAを押し返した拍子によろけるも、その場で転倒しなかった。しかし、Aはサンダル履きで家を出ていたため、向きを変えて自宅に戻ろうと数歩歩き出したところで足をくじき、全治2週間の捻挫を負った。

Xの罪責を論じなさい(特別法違反の点は除く。)

(配点：70点)

第2問 (刑事訴訟法)

2019年10月29日午後10時10分ころ、Aは、帰宅しようと、人通りのない路上をひとりで通行していたところ、いきなり目の前に立ちはだかった見知らぬ男性から果物ナイフ(刃体の長さ約10センチメートル)を胸付近につきつけられ、「金を出せ」と語気鋭く迫られた。Aは気が動転しながらも、もっていた防犯ブザーのスイッチを入れた。ブザーがけたたましく鳴り、その音に驚いた上記男性は、Aから金銭を得られないまま、あわてて逃げ出した。

Aは即座に手持ちの携帯電話で110番に架電し被害状況を伝えた。Aから通報を受けた警察本部は、ただちに管内巡回中のパトカーに上記場所に急行せよとの指令を流し、これを受けた司法警察職員PとQ(以下、「Pら」とする。)が、パトカーで同日午後10時20分ころ上記場所に到着し、その場にとどまっていたAから事情を聴取した。Aの供述から、行為者は、よれよれの野球帽をかぶり、茶褐色のジャンパーを着ており、無精ひげを伸ばし黒縁めがねをかけた、痩せ型で身長165センチメートル前後の50歳代後半から60歳代前半の男性であることが判明した。Pらは、この情報にもとづき行為者を発見すべく、ただちにパトカーにて上記場所付近の巡回に出た。

同日午後10時30分ころ、Pらは、上記場所から約100メートル離れた地点にある路上において、Aから聴取した行為者の人相、年齢、服装とよく似た風体のXを発見したので、即座にXへの職務質問を開始した。Xは、Pらに対して、当該行為をおこなったのは自分ではない、そもそもその現場を通っていない、などと述べた。そこで、Pらは、自宅に戻ったAに対して当該職務質問の場所まで同行を求めてXと対面させたところ、同日午後10時37分ころ、AからXが行為者にまちがいない旨の供述が得られた。

そこで、Pらは、事前の逮捕状の請求・発付なしに、その場でただちに、Xを、Aに対する強盗未遂の被疑事実で逮捕しようと考えた。

なお、Xは、Pらの職務質問に際して逃走しようとし、また、果物ナイフを所持していなかった。

問1 Pらは、AからXが行為者にまちがいない旨の供述を得た直後に、事前の逮捕状なしにXを逮捕することができるか。

問2 Pらは、Aから上記供述を得た直後にXを現行犯逮捕した。翌30日午後4時に警察から送致を受けた担当検察官Rが、その翌日の31日午前11時にAに対する強盗未遂の被疑事実で勾留請求したところ、令状審査に非常に厳格だといわれている裁判官Jは、Xに対する上記逮捕は要件を満たしていないとして当該請求を却下した。そこで、RはXを釈放する手続をとったが、その直後の同日午後2時に、検察事務官Sが、あら

ためてAに対する強盗未遂の被疑事実で住所不定のXを緊急逮捕し、その30分後に、Xの引渡しを受けたRが緊急逮捕状の請求をおこなった。この請求に対して、令状審査を担当する裁判官はどのように判断すべきか。ただし、緊急逮捕状の請求およびその審査の時点で、刑事訴訟法210条1項1文に記載されている緊急逮捕の要件をすべて満たしており、また、その審査を担当する裁判官は、上記の現行犯逮捕および勾留請求却下の事実を認識しうるものとする。

(配点：50点)

## <出題の趣旨等 2023年度 刑法・刑事訴訟法>

### 〔出題の趣旨〕

第1問（刑法）は、刑法総則、各則に関する基本的な知識を踏まえて条文を適切に事例にあてはめることができるか、その論理的思考力、記述力を試す問題である。まず、住居侵入罪の成否につき、規定の趣旨に照らし結論を導いているか、次いで財産犯の成否につき、行為者の行為とその帰結に関する適切な構成要件を選択し、その要素を充足したと言えるか、具体的状況に即して説明する能力を試している。

第2問（刑事訴訟法）は、被疑者の身体拘束についての理解を試すものである。問1は事前の令状のない逮捕の種類や要件該当性を、問2は再逮捕の許否を問うている。問1では現行犯逮捕等が無令状で許される趣旨やその趣旨をふまえた各要件の（解釈の）提示が、問2では、再逮捕が原則として禁じられている趣旨やその例外要件の提示が求められる。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぼうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確におこなうことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

### 〔配点〕

第1問	70点
第2問	50点
合計	120点

### 〔採点基準〕

第1問（刑法）では、主に以下の点につき、問題文からの的確な記述をとり出して、適切な構成要件を選択し、規定の解釈を、根拠を示しつつ過不足なく論じた解答を評価する。

① Xは、Aの自宅に引き入れられているが、その経緯に照らし、住居への侵入が問われることはないか。

② 財物について認識をもたない相手から黙って提供を受ける行為につき、財産犯罪の成立要件の理解に即して整合性ある結論を導き、相手への暴行の法的評価についても一貫した説明がなされているか。

③ 相手の捻挫の負傷の評価につき、行為者の行為への帰責を理論的に説明できているか。

第2問（刑事訴訟法）では、つぎの点が評価の要になる。

問1では、事前の令状なしに執行できる逮捕にはどのようなものがあるか、それらの

逮捕をどの順番で論じていくべきか、現行犯逮捕の趣旨等に照らして被害者の供述を現行犯人の認定に用いてよいか。

問2では、再逮捕（・再勾留）が原則として禁止されるのはなぜか、その例外として許容されるのはどのようなばあいか、本件はその例外にあたるのか、問1の解答と整合性がとれているか。

以上